

## 大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年(2018年)1月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

徳村賢

- 1 通知を行った者  
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日  
平成30年(2018年)1月17日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等  
平成29年(2017年)12月25日付け大狭監第2050号 定期監査結果に関する報告  
教育部学校教育グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況  
別紙(写)のとおり

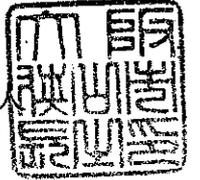


大 狭 法 第 2 号  
平成30年(2018年)1月17日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様  
徳 村 賢 様

大阪狭山市長 古 川 照



定期監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成29年12月25日付け大狭監第2050号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- ・定期監査指摘事項等に対する措置状況

【教育部学校教育グループ】

契約に係る事務処理については、情報公開条例に基づき、部分開示の取扱いを順守し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。